医療充実都市よなご

～「医療」をキーワードに米子市を紹介します～

米子市は、市民の皆さんのご協力とご理解をいただきながら、力を合わせて「住んで楽しいまちづくり」をめざしています。

皆さんが「住んで楽しい」と感じる背景には、さまざまな「モノ・コト」として「安心」が欠かせません。この「安心」の中でも、「健康の安心」にスポットを当て、「医療」というキーワードを軸に隔月連載で、「医療環境が充実していること」、「先進的な取組みの推進事例」などをテーマごとに紹介し、皆さんに「安心」や「ワクワク感」を感じていただければと思います。

第1回　ご存じですか？米子の医療・介護環境

医療・介護施設・人材の充実

米子市には、鳥取大学医学部附属病院、山陰労災病院、米子医療センター、博愛病院など、大規模な病院があります。これらの病院は市民の皆さんだけでなく、鳥取県西部圏域の皆さんが利用しており、本市は鳥取県西部圏域に医療を供給する中心的なエリアであるといえます。

さらに、医療施設数・医療人材数においては、人口10万人あたりの全国平均を上回る規模を有し、加えて大規模な病院と地域の開業医が連携するなど、日々充実する質の高い医療サービスが提供されています。

特に、鳥取県は、産婦人科・産科医師数が人口10万人あたり61・2人（※1）であり、都道府県の中で最も多くなっています。米子市は、産婦人科系診療所数が人口10万人あたり5・36か所であり、全国平均の約1・38倍と突出しています。同様に鳥取県は小児科医師数において、人口10万人あたり174・0人（※1）と都道府県の中で最も多く、米子市は小児科系診療所数において、人口10万人あたり32・15か所であり、全国平均の約1・8倍となっています。

このように、市民の皆さんには、全国トップクラスの医療施設・医療人材が提供されているといえます。

介護においては、ほぼすべての種類の介護サービス事業所・施設が整備されており、多様なニーズに対応できる状況が実現されています。在宅医療においては、〝かかりつけ医〟を持たない大規模病院などからの退院者を支援するため、鳥取県西部医師会在宅主治医・連携医調整室が設置されており、病診連携の体制が整えられています。

このように、米子市は、施設・人材数が充実した医療・介護環境の中で、子どもからお年寄りまで、皆さんが「安心」して生活できる基盤を持った医療充実都市となっています。

※1　出典：厚生労働省　平成28年医師、歯科医師、薬剤師調査結果の概況

病院・診療所数

（人口10万人あたりの施設数）

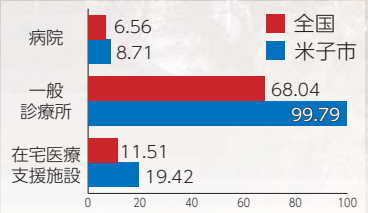

出典：日本医師会地域医療情報システム（2017年10月現在）

病院・診療所の医師・看護師数

（人口10万人あたりの職員数）

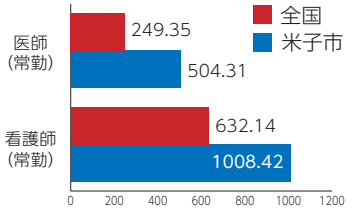

出典：日本医師会地域医療情報システム
（医師：2017年10月、（参考）看護師：2014年7月現在）

歯科医師・薬剤師数

（人口10万人あたりの職員数）

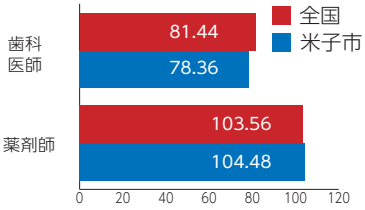

出典：日本医師会地域医療情報システム（2017年10月現在）

産婦人科系診療所数

（人口10万人あたりの施設数）

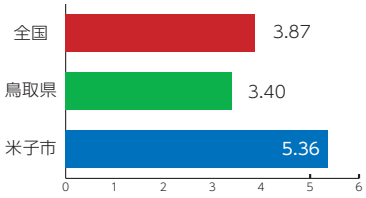

出典：日本医師会地域医療情報システム（2017年10月現在）

小児科系診療所数

（人口10万人あたりの施設数）

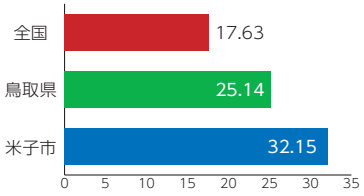

出典：日本医師会地域医療情報システム（2017年10月現在）

介護施設数

（人口10万人あたりの施設数）

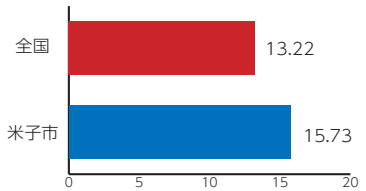

出典：日本医師会地域医療情報システム（2017年10月現在）

※介護施設…訪問型介護施設、通所型介護施設、入所型介護施設、特定施設、居宅介護施設事業所、福祉用具事業所を含む

次回（９月予定）は米子市内にある大規模な病院と地域の開業医の間での病診連携の仕組みや、４つの病院の特色について紹介します。

「平成の米子市都市景観施設賞」対象施設を募集します

前回の受賞施設

米子市では、デザインなどが優れ、良好な都市景観の形成に貢献していると認められる建築物・工作物・屋外広告物ほか・緑化施設等を対象に「平成の米子市都市景観施設賞」として表彰しており、今年度で９回目を迎えます。このたび次のとおり対象施設を募集します。

前回の受賞施設

■募集対象とその内容

募集対象は、米子市内にある平成元年以降に新築・改築・改修され、公共の場所から見える民間施設（公的組織および独立行政法人等、国の管理・監督下にある組織が所有する施設を除いたもの）とします。また、国、県および市などから同一趣旨の表彰を受けたものは除きます。

都市景観施設賞の募集対象施設

対象施設	内　　容
建築物	集合住宅、戸建住宅、商業施設（店舗、事務所）、工場、流通施設などの建築物で景観上優れたもの
工作物	橋梁（りょう）、煙突、鉄塔、擁壁、石垣、街路灯などの工作物で景観上優れたもの
屋外広告物その他の施設	屋上・壁面・突出広告物、独立して設置されている野立広告物などで景観上優れたもの
緑化施設	庭園、植栽などで景観上優れたもの
複合施設	上記施設の複合体で、住宅団地、商店街などで景観上優れたもの

■選考基準

○周辺環境に配慮し調和が取れていること。

○デザインなどに優れ、周辺の景観の手本となっていること。

○その他この制度の趣旨にかなっていること。

■募集期間

7月2日(月)～9月14日(金)（必着）

■応募

▼応募者

どなたでも何点でも応募できますが、応募用紙1通につき1点限りとします。この他、注意事項の記載事項をご確認のうえ、応募ください。

▼応募方法

応募用紙に必要事項を記入のうえ、建築相談課まで持参、郵送または電子メールによりご応募ください。電子メールの場合のファイルサイズは合計2メガバイトまでとし、画像ファイルはJPEG形式としてください。なお、応募用紙（PDF形式）は、市のホームページからもダウンロードできます。

▼提出書類

平成の米子市都市景観施設賞応募用紙（外観写真含む）…1部

※提出された資料は、原則として返却しません。なお、主催者（米子市）は刊行物等への掲示などの各種景観形成の広報活動に、入選作品の写真等の資料を無償で使用できるものとします。

▼注意事項

○所有者等の同意が得られない施設については、応募・審査の対象となりません。応募者で所有者に確認され、同意を得たうえで応募してください。

○テナント物件について、建築物の一部に入居し改修した場合等は、応募・審査の対象となりません。

○以前に2回、応募・審査された施設（今回で3回目の応募となるもの）は、審査の対象とはなりません。応募を予定される施設の過去の応募等状況を確認されたい場合は、問合せ先までお問い合わせください。

■審査方法、発表、表彰

米子市景観審議会で審査し、審査結果を各自にお知らせするほか、市ホームページ・広報よなごに掲載し公表します。

また、都市景観施設賞を受賞した建築物等の建築主（または所有者・管理者）、設計者および施工者（または製作者）には表彰状を贈呈します。

▼審査時期

平成30年11月予定

▼発表・表彰時期

平成31年1月予定

※応募された各対象施設について、「戸建住宅規模程度のもの」と「それを超える規模のもの」に分けて審査し、該当する場合はそれぞれに対し受賞表彰を行なう予定です。

■提出先・問合せ

〒683－8686
米子市加茂町一丁目1番地
米子市都市整備部建築相談課
景観係
☎23－5293
FAX 23－5394
Eメール：kenchikusoudan@city.yonago.lg.jp